

奈良県後期高齢者医療広域連合における女性職員の
活躍の推進に関する特定事業主行動計画に基づく
取組の実施状況の公表

公表日：平成29年3月13日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「法」という。)第15条に基づき策定した「奈良県後期高齢者医療広域連合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき行った取組の実施状況を法第15条第6項に基づき公表します。

1. 計画期間及び実施状況

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とし、法第15条第6項では、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならないこととなっており、本計画において毎年3月末までにその時点までの実施状況を公表するものとするとなっていることから、直近の状況を公表します。

2. 目標数値

- ・平成33年度までに管理的地位にある職員を1人以上にする。
- ・平成33年度までに、常勤職員の平均超過勤務時間を、平成26年度の実績211時間18分(月17時間37分)から1割以上縮減し、月15時間以下にする。

① 職員に占める女性職員の割合

職員数(人)		うち女性職員数(人)		女性職員の割合(%)	
H28.3.1	H29.3.1	H28.3.1	H29.3.1	H28.3.1	H29.3.1
21	21	8	9	38.10	42.86

② 男女の平均した継続勤務年数の差異

県・市内市町村からの派遣及び国保連合会からの研修員で構成され、派遣・研修期間は2年から4年で、性別に関係なく、係の状況等により流動している。

③ 職員一人あたりの各月ごとの超過勤務時間

		女	男	総計
平成 26 年度	年 間	207 時間 45 分	211 時間 57 分	211 時間 18 分
	一人当たり月平均	17 時間 19 分	17 時間 40 分	17 時間 37 分
平成 27 年度	年 間	136 時間 45 分	178 時間 27 分	163 時間 22 分
	一人当たり月平均	11 時間 24 分	14 時間 52 分	13 時間 37 分
平成 28 年度	年 間	52 時間 10 分	55 時間 19 分	53 時間 52 分
	一人当たり月平均	4 時間 45 分	5 時間 2 分	4 時間 54 分

※ 平成 26 年度の時間外勤務の対象者は 13 人（女性 2 人、男性 11 人）である。

※ 平成 27 年度の時間外勤務の対象者は 13 人（4 月～7 月は女性 4 人、男性 9 人・8 月～3 月は女性 5 人、男性 8 人）であるため割合で按分し、女性 4.66 人、男性 8.33 人で算出した。

※ 平成 28 年度は H28.4.1 から H29.2.28 までのデータを使用している。時間外勤務の対象者は 13 人（女性 6 人、男性 7 人）である。

④ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

	課長級以上の職員数 (人)	うち女性職員数 (人)	女性職員の割合 (%)
H28.3.1	5	0	0.00
H29.3.1	5	0	0.00

⑤ 各役職段階に占める女性職員の割合

	職員数 (人)		うち女性職員数 (人)		女性職員の割合 (%)	
	H28.3.1	H29.3.1	H28.3.1	H29.3.1	H28.3.1	H29.3.1
理事	1	1	0	0	0.00	0.00
事務局長	1	1	0	0	0.00	0.00
次長	1	1	0	0	0.00	0.00
課長	2	2	0	0	0.00	0.00
係長	4	4	2	3	50.00	75.00
主事	10	10	4	4	40.00	40.00
臨時職員	2	2	2	2	100.00	100.00
総数	21	21	8	9	38.10	42.86

⑥ 男女別の育児休業取得率・平均取得期間

男女ともに育児休業の取得はなかった。本広域連合は派遣職員で構成されているため、長期の育児休業取得の場合は派遣員の交代になると思われる。

⑦ 男性の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率・取得日数

<取得率> 子の看護休暇	女 (%)	男 (%)	総計 (%)
平成 26 年度	-	50.00	50.00
平成 27 年度	-	-	-
平成 28 年度	-	-	-

<平均取得期間> 子の看護休暇	女 (日)	男 (日)	総計 (日)
平成 26 年度	-	1.75	1.75
平成 27 年度	-	-	-
平成 28 年度	-	-	-

- ※ どの年度も男性の配偶者出産休暇の実績はなかった。
- ※ 平成 26 年度の子の看護休暇を取得できる男性職員の対象者は 4 人であり、女性は対象となる職員はいなかった。
- ※ 平成 27 年度の子の看護休暇を取得できる男性職員の対象者は 2 人であり、女性は対象となる職員がいなかった。
- ※ 平成 28 年度は H28.4.1 から H29.2.28 までのデータを使用している。子の看護休暇を取得できる男性職員の対象者は 1 人であり、女性は対象となる職員がいなかった。